

『農村の福祉事業 と農協の役割』

北海道地域農業研究所 第九回通常総会記念講演

とき：平成11年5月

ところ：共済ビル7階（札幌市）

北海道大学 教育学部
教授 鈴木 敏正

農業を取り巻く情勢がますます厳しさを増す中であつて、様々な課題が有るが高齢化も早急に取り組まなければならぬ課題の一つといえる。本年度総会における記念講演として本研究所が三年間にわたり本道はもとより全国における事例調査をもとにまとめた「農村の高齢化問題報告書」の取りまとめにあつた、北海道大学教育学部教授 鈴木敏正氏に報告をいただいた。

司 会 ご承知のとおり農村問題の社会福祉の関係では、介護保険が来年から導入されますけれども、全国の市町村でもそれだけの体制がなかなか整っていないということです。特に地域農村部におきましては、同じ町村の中でも市街地と農村部内での温度差が見られるといった、いろいろな問題があります。こういった役割を果たすのは、やはり生産だけではなくて福祉も含めた農協の役割がこれからますます重要になるのではないのでしょうか。

先生を座長にして平成八年から三年間、農村の福祉について北海道の実態をまとめたものを本にしております。その点につきまして、当時の研究の座長を務めた鈴木先生にご講演を賜りたいと思います。先生、よろしくお願い致します。

鈴木 敏正 (すずき としまさ)さん



1947年 静岡県に生まれる
1970年 京都大学農学部農林経済学科卒業
1975年 島根大学農学部助手
1978年 京都大学大学院農学研究科博士課程終了
1978年 島根大学農学部助教授
1981年 北海道大学教育学部助教授
1996年 同 教授 現在に至る

主な著書

『小規模草地改良と牛繁殖経営の展開』(農政調査委員会1979年)
『商業的農業と農法問題』(日本経済評論社 1985年共著)
『北海道経済図説』(北海道大学図書刊行会 1990年共編著)
『自己教育の論理』(筑波書房 1992年)
『地域生涯学習の計画化(上)(下)』(筑波書房 1992年共編著)
『平和への地域づくり教育』(筑波書房 1995年)
『学校型教育を超えて』(北樹出版 1998年)
『地域づくり教育の誕生』(北海道大学図書刊行会 1998年)
『エンパワーメントの教育学』(北樹出版 1999年)

「農村の高齢化問題」研究会

鈴木 木 この研究会は、地域農業研究所の自主研究ということで三年間やってきました。当然、介護保険問題等の情勢がありまして、そうした問題をどう考えるかということが課題となった研究です。経過についてはお手元にあります最終報告書に書かれていますので、後ほど見ていただきたいと思います。最初は典型事例の調査と、全国的な動向、特に北海道の特質などを、農村福祉の問題に焦点を合わせて検討してきました。

典型事例としては、福祉の問題ではある意味で、北海道で一番有名であったと思われ、栗山町を取り上げました。この点につきましては、二年間詳細な調査をしまして報告書を別にまとめてあります。しかし、北海道の典型的な、農村福祉を重視している町村だということですが、肝心の農協の活動が見えないということが問題になりました。最終年度の昨年度につきましては少し調査対象を広げて検討させていただきました。

そのうちのJA川西農協とJA東川は、全中が農村の福祉事業を進めるためのモデル対象地域として設定した地域です。それ以外に、北からいきますと土別市です。ここは社会福祉協議会が非常に頑張っておりまして、行政と共同して、社会福祉協議会がすすめています、いわゆる事業型社協という活動が最も典型的に進んでいる地域と考えました。

次に南富良野です。研究会の中でも取り上げさせていただきましたが、下田憲さんという医師がおられまして、いわゆる近代医療だけで

はなくて東洋の医療も取り入れつつ、しかも診療所にずっと座って医療活動をするのではなく、外に出かけて往診活動などを積極的にされています。更に行政その他と協力しながら農村の医療を進めているので、一つの典型地域ではないかということこの南富良野にしました。

最後に長沼町を取り上げました。注目したのは農協が進めている女性部を中心とした助け合い活動です。組織のメンバーの数が多く、活動が少なくとも統計数字的に見ますと非常に活発でした。こうして、最初に申し上げました川西と東川を含めまして、五つの農協管内を取り上げて農村における福祉の実態という事を考えてみました。

私たちの研究会は、もちろん農業・農協の問題を中心に考えているわけですが、それだけではなく福祉の問題を考えるのは、当然、社会福祉のことも考えなくてはならないし、関連する保健事業や様々な普及事業、行政が関わっている関連の事業もあります。それからいわゆる生き甲斐などに関わっては、生涯学習という活動もあります。それら関連の専門家も集まりまして、総合的に福祉の問題を考えようとしたわけです。その結果が皆さんのお手元にある報告書です。今日はこの報告書でどのようなことを書いてあるかという事を中心にお話したいと思えます。

この問題が起こってきた契機は、介護保険制度が来年四月から始まるということなのです。この介護保険制度によってどのように福祉の問題が変わっていくか、ということがまず一つの検討されなければいけないことです。この点に関わって、北海道の福祉の特徴などをいろいろ吟味しました。そこでまず、この介護保険の問題をどう考えるかということをお話したいと思えます。二番目は農協の福祉活動というのはどのような形であるべきかということです。三番目は、北海道にはかなり都府県とは違う状況があるということが明らかになってきましたので、北海道にお

いては農協がどのような役割を期待されているのかということをお話し上げます。四番目には特に女性部を中心とした助け合い活動、あるいはヘルパーの養成に関わる活動についてです。

今、農村の福祉の現場の最末端のところでは、女性が殆ど中心的な役割を担っているわけで、女性の問題をどう考えるかという事を抜きには出来ないだろうというのが、私たちの報告書でも一つ主張している点でございます。それに関わってやる事を申し上げます。

それからこの問題は直接的には福祉の問題ですが、実は検討していけばいくほど福祉の問題は農業の生産や経営のあり方の問題と密接に関わっています。ある意味では福祉の問題が、これからの農業の生産や経営のあり方を規定するようになるのではないかとということがだんだん判ってきました。この農業生産や経営活動と福祉との関係を、どう考えたらいいかという話を五番目にします。そして六番目に、これからの農協の高齢者福祉活動への提言として、我々が調査した中からこうしたことが検討されるべきではないかということをお話したいと思います。それに関連して、関連する行政、諸機関、それから生涯学習の活動とどう連携していくかということが課題となります。ということで七番目と八番目をあげておきます。

介護保険制度施行をめぐる

さて、なんとと言ってもこの問題に農協としても取り組まなければならなくなってきたきっかけは、介護保険制度の施行にあります。先ほど言いましたように来年四月から施行されるわけですが、一〇月には介護の認定の活動が始まりますし、来月からはもう既に業者の指定に関わ

る申請が受付けられて、全国的には事実上もうスタートしていると言っているかと思えます。実はこの報告書は、もう少しいろいろな調査をしましたので、系統的にまとめてからとも思いましたけれど、慌ててこのように作らせていただいて、今日に間に合わせたのは、そういう全体的な情勢があるので、多少報告の内容にはらつきがあるのには目をつぶって、皆さんに問題提起をしようと考えたからです。

介護保険の問題については、最近では特に新聞・マスコミ・テレビ等、様々なところで報道されておりまして、現場で事態が進行していますので、皆さんもご存知だと思います。したがって詳しくは申し上げませんが、私たちが考えた事をポイントだけ申し上げます。一つは、これは現在の日本の社会福祉・社会保障制度の大きなリストラの一環であると考えられます。行財政改革の一環でもありまして、そこで規制緩和、民間活力導入、地方分権というような事が問題にされ、そうした全体的な流れの一環としてこの医療保険改革が提案されているということです。それぞれについては時間がないので省略しますが、例えば最近の特徴という事で二点ほど申し上げます。一つは地方分権といつてもかなり広域行政を進める形でされていることです。

ご存知のようにこの介護の認定をする場合には、専門家が五人必要です。市町村でそれを揃えられるかといった問題があります。市町村ごとにかなり保険料等にはらつきがあります。同じようなサービスを受けながら、その内容が特に近隣市町村で大きく違う可能性があります。これらを何とかしなくてはいけない等、いろいろな事情がありまして、広域行政という事が介護保険制度を進めようとしている方に言われています。元々行政的に見ましても、行政全体の合理化と関わって広域行政というものが進められています。その先端をいく活動としても位置付けられる

ようになってきているということも、最近の動向では特に注目すべきだと思います。

もう一つは、先ほども言いましたように、六月に事業者の指定の申請の受付が始まる事になっていきます。これに関しましては、様々な事業者が登場していることが問題になっていきます。最近でもいろいろな形で各地の動きが紹介されています。例えば私の手元に朝日新聞の五月二六日付の切り抜きの記事があります。これを見ましても、当初は四兆円産業か、七兆円産業かということが言われまして、最近では初年度だけでも四兆八千億のビッグビジネスだと言われ、この不況ですから余計に注目されるのです。非常に大きな市場がそこにあるというわけです。皆さんがこの関連で名前を聞いているようなニ于イ学館だとかベネッセコーポレーションなど、この領域で有名な会社だけではなくて、ここで紹介されているところでは、松下電工やJR西日本などの様々な業種が名乗りをあげ、もちろん関係のある家具の販売だとか、警備保障、葬祭、建設、ビル管理などの会社も目白押しで申請のことを考え、説明会にやってきました。そういう状況で業者はウの目タ力の目で見ます。もちろんこつしたものだけではなく、これが様々な福祉の実践に関わりますので、ボランティア団体や、最近では昨年成立した法律、いわゆるNPO法などによつたNPO団体なども寄ってきているわけです。このように様々なところから新しい市場としても注目されている中で、それぞれの地域で業者をどのように指定して、全体としてどのような形で進めるかは、各自治体において問われる事になります。

しかし、既に報道されている中にありますように、介護保険制度にはいくつかの問題があると言われています。基本的な問題は、今まで

の社会保障の基本的な考え方でありました措置制度から保険制度、もう少し法律的に言いますと契約制度に変わります。もっと具体的に言えば、例えば事業の補助なども基本的には社会福祉を進める人に対して、これまでは人件費補助方式を取ってききましたが、これからは事業費方式といまして、事業単位に補助金を出すという方向に変わってきます。これは既に介護保険制度の発給を待たずに、いわゆる社会福祉基礎構造改革として進められていることです。今までは大きな事業のあり方の変化があつて、その一環としてこの保険制度が出てくる事が基本的な問題としてあるわけです。

直接的には皆さんが一番ご存知で、一番よく報道されていることですが、これが実質的な増税になるのではないかとこの事があります。介護保険は保険といつても強制保険ですので、その保険料負担をどうするかというのがまず問題になってきます。当初、厚生省は一人当たり月二、五〇〇円くらいになるのではないかと言っていました。これはすぐに見積もりの仕方を過小評価していたという事が露見して、厚生省は最近では三、〇〇〇円位という報告をしています。各自治体で計算しているのは数千円といつてころが多く、北海道でも最近では八、〇〇〇円という声も聞いて、いったいどこまで行くのだろうかというような事です。しかもこれは初年度です。その先全ての人から、しかも年金生活者の年金からもこの保険料を強制で取るというような話になっており、これは大変だといつて、その上に保険料だけではなく、利用料も必要になります。今までヘルパーなどは、特別な場合を除きましても七、八割は無料で受けるような形になっていきましたが、それが全て、かかった利用料の一割は負担しなければなりません。そうすると保険料プラス利用料、そんなに払えるのだらうかといつて、なつて問題になっていきます。

更には介護保険制度ですから、身体介護に関わる保険制度として進行しています。しかし、介護問題や福祉の問題は決してその領域だけには収まりません。ですから当然、自治体のほうでも「上乘せ」といって、その保険制度よりプラスアルファの事業をしないとやっていけない。或いは「横出し」といひまして、その事業には乗ってこない別の家庭家事援助などが当然必要になってきますが、そのような問題については別の形で進めていかないと、今のサービスすら維持できないという事が問題になっていきます。これらをいいたいどうするのでしょうか。

また、認定問題というのがあります。「要介護」として認定されなければ受給出来ないのです。認定されるにはどうしたらいいのでしょうか。市町村でそういう業務に携わっている人もいるかもしれませんが、この認定が非常にあいまいです。実際にやってみると、一次と二次の認定があるのですが、その間で三割くらいの食い違いがありました。それをどう調整するかということがモデル事業では問題になりましたし、ちょっとした違いで「要介護」になったり、「要支援」になったり「自立」にさせられたりということになってきます。この認定をどうやってするのでしょうか。しかも短時間でかなり込み入った認定作業をしなければならぬのに、一人当たりの認定時間が、計算してみたら四分くらいだったといつて、話も出て来たりして、これはどうなんだろうといつて話、具体的に進める場合の問題として出てきます。

私たちのほうから見るともっと大きな問題として、当初からこの問題で二ニューシティを持って言われているのは、一つは長期入院のようないわゆる社会的入院の問題があります。地域に福祉関係の施設が無いけれど介護が必要で、家では看ることが出来ないもので、入院した形にしてしまふのです。北海道の場合では高齢者の世帯が冬を過ごすにいくといつて事

で、冬だけ札幌の病院に来て入院しているというようなことが問題にされて、こういうのがあるから保険料医療費が高くなるのだという話になり、そういうものを出来るだけ無くしてしまおうということが、しばしばニュース等で問題になっています。

要するに施設全体をもっと合理的に効率的に、本来に必要な者だけに焦点化しようということと、逆に言いますと、今まで施設に入っているも必ずしも必要でないと判断され、「要介護」でないと人たちは施設から出ていってもらおうという話です。全体としては、「特養ホーム」などは今までは生活施設と言いまして、そこに入るとそこで生活をするという事が前提で、介護を受けながら生活をするということでしたが、これが通過施設に変わります。本来に「要介護」の時だけいて、あとは基本的には在宅などでやってもらおうというふうに変えていくという事です。当然これを進めていきますと、「要介護」と認定されなければ、例えば特養ホーム等の施設からは出ていってもらうという話になります。ではそれをどうやって受け入れたらいいのでしょうか。在宅福祉を重視するようになっていけるけれど、それは受けられるのでしょうか。具体的にそうした事が問題になってきています。

こういったことを一つ一つ考えてみると、要するにこれは「保険があってサービス無し」になってしまふのではないかということです。保険料は、実質増税と同じように払われます。保険料は払っただけと実際介護を受けたくても受けられない。計算によるとサービスを受けられるのは、だいたい保険料を払う人の一割程度になるのではないかということです。そうすると保険料を払っても、介護が必要であっても、殆どが介護を受けられないということになってしまふのではないかということがこの制度を巡っての大きな問題になっています。こういった問題が、

制度を作るという事になってからだんだん明らかになってきているのが現状です。

農村部のかかえる問題

こうした中で、とりわけ今問題になっているのが農村部の問題です。なぜかといいますと、行政的な対応の限界もありますけれど、全体的に民間活力導入、民間事業者導入が強制されますが、農村は非常に範囲も広く、空間的領域も広いのです。いろいろな介護サービスをやるにしても、移動コストが大きいかかります。こうした問題の中で、農村部で民間の事業費方式が変わってきた場合に、行政がしても同じことですが、事業効率が非常に低いと判断されています。その問題をどう考えていくのか。

また、今まで農村の介護の問題というのは、いわゆる家族介護の問題でした。典型例として介護地獄と言われたりしながらも、しかしそれなりに何とかやってきましたが、今言ったような状況の中で新しく介護問題が具体化していった場合に、農村部は本来に対応できるのかということが非常にシビアな問題として起こってきたわけです。まず、そういう状況での問題だという事を理解していただきたいのです。

農協福祉活動の意義

もちろん農協のほうは手をこまねいていたわけではありません。ご存知のように一九九二年に農協法の改正をして福祉事業に取り組むという条件が出来てきましたし、その翌年に高齢者福祉活動基本方針を出して

取り組んできた経過は、ここにいろいろしゃる皆さんはよくご存知の事だと思えます。

こうした中で、一つはなぜ農協が乗り出さなければいけないかということですが、大きな枠で言いますと、都市部や郡部、農村部、その郡部の中における市街地と農村部の格差の問題が厳然としてあるという事です。にも関わらず、農村部は他に比べて高齢化率も非常に高いし、特に最近高齢者世帯が増大しています。四半世紀後には、恐らく日本はこれから高齢化社会になるだろうと言われていますが、農村部はもう四半世紀も先に高度の高齢化が進んでいる状況にあります。これに対して、いったいどのようにして取り組んでいくかということなのです。今までの農協としての広い意味で福祉事業を考えますと、そこにも挙げてありますように、厚生病院を作る事から始めて、様々な生活事業に取り組んできたし、広い意味では酪農のヘルパーなども福祉事業と言えるかもしれません。しかし、それらだけに留まっていられるのかというのが現在の局面です。しかも、もうこの問題は先ほども言ったような介護保険制度施行に伴う、或いはその背景にある大きな社会保障制度のリストラが進行する中で、特に問題となる農村でどうするか考えた場合にどういふ事が問題になるのか、そこでなぜ農協の福祉活動が要請されているのか、農協が取り組む事の意味はどこにあるのかということが問題にされているわけです。

私たちはこの点で三つのことを考えてみました。一点目は、農協というのは、本来は組合員の要求や必要に基づいて組織されている自主的な組織だということです。こう考えた場合に、現に組合員が必要とし、外から降りかかってきた火の粉かもしれないけれど、それに対応せざるを得ないという状況があります。実際に私たちが農家にアンケート調査等

をしますと、組合員にとっていちばん要求度が高いのが、健康問題・老後の生活の問題です。このように組合員が要求をしている時に、農協は手をこまねいて見ているのかという問題から始まり、本来の協同組合としての役割が問われているのではないのでしょうか。

一点目は、農協といっても、日本の農協はご存知のように中心は総合農協です。この総合農協としてのJAに課せられている課題があります。組合員の農家の生活と経営・生産は密接に結びついているわけです。それらの総体として見ながら、その総体に関わって活動できる条件があるのは、総合農協としての農協です。そうしなければいけないというふうにもいえます。

実際に取り組んだ事例として、私たちは初年度のところ北海道には良い事例がないということで、内地のいろいろな事例を検討しました。たいていこの事例でも、やってみてよかったというのは、もちろん福祉事業そのものが組合員の要求に答えるということでも、非常に組合員から喜ばれるということはあるのですが、それだけに終わりません。実はこの事業を展開するということは、この事を通して福祉事業をしてくれる農協に対する信頼が高まることも含めての話ですが、例えば金融事業や購買事業に非常にプラスになっています。様々な新しい購買事業等の領域が拡大していくという側面もあります。様々な新しい購買事業等の領域に拡大していくという側面もありません。こういふ形で福祉に取り組んでいる農協を信頼して、今までは銀行のことも考えたけれど、預金やはり農協だとか、様々な関わって出て行くお金は農協を窓口にするだとか、そういうことを通して、全体として農協の事業が発展するので、そのように展開したところが大体うまく行ったということが報告されています。これは考えてみると当たり前の話で、農協が総合農協としてある限りそういう関係が生まれます。逆に意識的にそういうメリット

を追求していく、ということが必要ではないかという問題が二点目です。三點目に、今行政と企業だけでは出来ない領域の重要性が問題になっています。端的には先ほど話しましたNPO法です。非営利活動促進法ですが、そうしたものが出てくる理由としては、一つは国家の失敗があります。今なぜこんな問題がでてくるかという点、福祉国家型の国家の問題で、福祉予算が十分であったかという議論は別になりますが、それ金がかかりすぎるので、国家でいろいろ面倒を見るのもうやめだ、こういう話になってきているわけです。これはある意味で日本の社会保障制度の限界でもあるわけですが、国家のあり方が全体として失敗したと考えられています。

企業参入の問題点

これに対して、企業の民間活力導入が焦点になっています。医療、福祉、保険の複合体も現れ、何兆円だかの今一番の成長産業だというわけで、ここに様々な企業が乗り込んでこようとしています。しかしこの福祉の問題を、果たして企業が出来るのでしょうか。実際に様々なところで検討して実態として明らかになっているのは、企業がやってくるのは結局おいしいところだけです。福祉の活動全体の中で、企業活動としてうまくいが吸えるところだけにしか刺さり込んでできません。しかも企業の場合には、儲からないと思えばすぐに撤退してしまいます。福祉の問題や介護の問題は、いったいそういう問題なのでしょうか。

そうした中で次第に注目されてきているのが、国家でもない、行政でもない、しかし逆に企業でもない、そういった組織です。いわゆる非営利・協同組織の出番がそこにあるわけです。別に福祉の領域だけではな

くて、他の領域についても共通の事が言えるのですが、ここで協同組織の大きな出番が登場してきたというわけです。まさにそれは協同組合としての農協のアイデンティティです。行政でもない企業でもない、かといって事業活動を本格的にしない単なるボランティア組織でもありません。協同組合の存立意義はどこにあるのだということが問われているのが、農村の福祉事業であるということです。少し広い視野で見ると、農協が福祉事業に取り組む事の非常に重要な意義というのがそこにあるのではないかと考えられます。

北海道の抱える問題

もう少し具体的に北海道に即してみると、どういうことが問題になってくるのでしょうか。これは最初の報告書にまとめたので、必ずしもこの報告書に十分に書いていない部分もありますが、これまで北海道は、ご存知のように全国的に見ても非常に代表的な過疎圏となっていました。高齢化もかなり高いほうの水準でした。しかし、今までは必ずしも北海道では高齢化という問題や福祉の活動ということは問題にされてきませんでした。いわば問題が潜在的に進行していたのです。それは逆に言いますと、北海道の農業の厳しさがあって、高齢化して農業が出来なくなると農村から離農しなければならなかったということがあります。離農の大きさというものが、福祉の課題を見えなくしてきたのではないのでしょうか。

しかし八〇年代から特に九〇年代に入って、農村における農家の定住化が進行しています。今まででしたら離農してしまつたような人たちも、今は定住して、出来たらここで一生を終えたいという形で残っている人



▲帯広けいせい苑

が非常に増えてきました。そういうことを反映して高齢化率はぐんと跳ね上がってきているわけです。こうした問題は皆さんが少し注意深く見ればお分かりのように、既に潜在化という状況ではなく顕在化してきています。これは客観的な一つの条件ですが、実はそれと裏腹にあるのが主体的な条件で、農協がいわば生産至上主義、どんどん生産を拡大し、規模を拡大し、販売額を増大して、それで利用料を取って、農協自体も農村自体も発展すると思ってきました。それをここでは生産至上主義と言っていますが、その裏では生活やとりわけ福祉の事は出来るだけ見ないようにしてきました。これまでは見なくてもそれぞれの家庭でその問題が自然になくなってしまったり、家庭の中で問題を処理して、ただ見えなくなっていただけなのですけれども、もうそうは行かなくなってきているというのが現状ではないかと考えられています。

もう一つは行政的な対応の問題があります。行政的な対応として考えますと、北海道の特徴は、福祉は施設型だといえます。施設の設定というところでいうと、全国的に見ても北海道は高い水準です。介護の問題はいよいよになったら施設に入れ、施設で問題を処理していくのです。しかし、今まではそういう形で処理していたけれども、これからは「要介護」という認定がされない施設に入れなくなるのです。それまで施設に入っていた人も出て行かなければならない。誰がその受け皿となるのが問題になっています。

私たちが調査した中でも、例えば帯広の川西の「けいせい苑」などはこういうモデル事業の活動をしていましたが、かなり複雑で深刻な問題がありました。要するに退所する時の条件です。退所のことを考えて、入所するときに施設の中でこういうことをしなければならぬかという固有の課題もありますし、退所するとき配慮しなければならぬ様々な

点もありません。退所した後、農家なりに帰ってそこでどうするか、そこでどのような福祉を進めていくかなど、非常に大変な問題が一つ一つにありまふ。これらが一斉に問題になってくるのです。これもいわば今までの北海道型の農村福祉のあり方の裏腹な問題として、今の制度改革で大きな問題になるところです。

北海道における系統の

福祉活動取り組みの現状

そういう中で農協はどうしたらいいのでしょうか。一口に言うと北海道の農協は全国的に比べても非常に対応が遅れているというのが実態です。事業としてみても、それが結果なのか、原因なのかは差し置いて、先ほど言った生産至上主義のような考え方があつたということと関連して、非常に立ち遅れています。我々が調査対象を選ぶのに苦労したというような実態に北海道の農協があります。助け合い組織等においても、全国的に見るとやはり遅れていると言わざるをえません。地域的に見ると、地方中核都市とその周辺くらいでは、結構活動しているところがありますけれど、本当の農村部に行くとき非常に寒い状態です。こういう状況で直面する課題に対応できるかという事が問題です。

組織の中の問題としても、生活事業全体の位置付けが非常に弱いというところが指摘できます。これはみなさんもよくご存知の事です。生活指導員の配置については、形の上で置いている所もありますが、全体として配置しているところが少く、実質的に未配置の所が非常に多いのが実態です。こうした中でいったいどうするかということが問題になってい

我々が調査して聞いて聞くことは、農協では「福祉の問題は行政がすることだ」と考えています。いろいろな理由があるのでしようが、これが一般的な農協の中の考え方です。福祉、従つて介護などという問題は、行政がやるべき問題だと考えています。

それでまた行政の方に行きますと、事実上そののですが、実際に社会福祉協議会なども含めて、行政が活動するのは市街地の中心が多いです。農村部の方はというと、差支えがあるかもしれませんが、「農村部の事は農協でやってほしい」とお互いに思っているのです。実際に農村にいる住民農家は一体どうなるのだろうかというのが、調査員一同が感じた事です。そういう状況が実際の問題です。

JAの方では、まず経営環境の問題があります。私たちが最初に行つたところは米価が急落したところでした。それにどう対応するかというのが、まず目先の問題であつて、福祉を重視していかないわけではないけれど、福祉の問題は二の次だというように、大抵どこの農協でもなつていました。そこに今までの生産至上主義的な考え方があつるとも言えますし、目の前の当面对応しなければいけない課題があつて、特にトップの人たちは、その問題を考えなければなりません。私たちが尋ねていつても、営農指導部など一応は担当を決めてあるところもありませんが、実質的には殆どが、せいぜい女性部の活動としています。それも、女性部がむしろ自主的に、様々な助け合い組織だとかボランティアなどの活動をしている形が多いのです。直接的に事業としてやっていないので、ヘルパー養成などの枠に従つて進めてはいるけれど、それ以上の事は出来ない、しない、という状況でした。先ほど言つたような条件から見ても、果たしてそれでいいのか、ということが問題になっているわけです。

取り組みの必要条件

このような北海道的な特徴を踏まえて、農村部で必要な事として三つを挙げたいと思います。では本当に出来ないのでしょうか。都府県の実践などをみても出てきますが、特に最近では農協の合併が進んでいて、旧単協の施設だとか倉庫なども含めて、遊んでいる場合が結構あります。成功した都府県では、そういったものをうまく利用しています。施設だけでなく、人員も合理化して、余っているとは言いませんが「余剰人員」が出てきます。お金についても、最近の信連と単協の環境の変化については皆さんもご存知の通りで、お金をどのように運用しているのか、余っているのはけしからんという人がいるかもしれませんが、「余剰金」があります。実際に農協の事業を次の段階で展開しようとしたときに、そこに四兆円、七兆円産業があつて、将来的には何十兆となるだろうと言われ、周りの企業はウの目夕力の目になって考えています。その時に農協は遊休資産、余剰人員、「余剰金」を抱えて、何もしないのか、という事が問題になっているのではないのでしょうか。現実的には「スト等のことを考えても、こうした現在ある力で出来ること」が、まだ出ていないのではないかと、それは何とかならないのかというのが一つです。

二つめは先ほども言いましたが、そもそも生活指導員の配置に端的に見られるような基本的職員の配置がありません。その事を具体的に考える部署や人が配置されていない、ということが問題ではないかと思えます。農協は組合員農家の一番近くにおいて、組合員農家の一番具体的な問題を理解した上で対応できるのです。先ほど認定制度の話で言いました

が、認定基準などは本当に機械的で、マークシートに記入し、それをコンピュータが計算して、「あなたは要介護だ」「あなたは要支援だ」と決めるわけです。そうしたときに必要な情報は身体状況だけではありません。支える家族がいるか、周りに支える条件があるかどうか、そういうことでこの人は在宅福祉であるのが一番適している、この人の場合はこういう条件だけ施設に入れてあげたほうが良い。そういうことが判断できる人が近くに居る事が、どうしても必要になってくるのです。そういう時に、単に行政や外からやってきた企業だけに任せておいて良いのかという問題があります。具体的に進めようとした場合に、この介護保険制度の中では、いわゆるケアマネージャーなどをどのように配置するのか、専門性を持った人をどう位置付けるのかということがだんだん問題になってくるのです。まず、農協にこの問題を考える専門職員を配置することが求められているのではないかと、これが二番目です。

三番目は地域福祉計画への参画、行政へのパートナーシップとありますが、これは先ほど言った事なので後で少し補足する事にします。

生活事業・女性部活動と農村福祉

—ジェンダー視点—

四番目に挙げてあるのは、ジェンダー、女性の視点から問題を考える必要があるということです。客観的な今の流れをもう少し現場で見ていると、介護の問題は家族介護から社会的介護へとという大きな流れにあります。家族の中だけで介護の問題を処理してきた時代はもう終わりです。もちろん家族が一番近くにおいて大切な役目を果たすけれど、家族だけでするのはなく、むしろ介護の問題は社会的な問題として対応するのだ

というように変わってきています。その中で一人ひとりが自分の人生を生き、最後まで全うできるかどうかが問題となってきました。

例えばこの研究会でお話をお願いした、下田医師は、こうした視点から、南富良野の診療所で頑張っています。具体的な例を話す時間が無くなってしまつて省略しますが、一人ひとりが非常に個性的な死に方をします。その一人ひとりにふさわしい死に方、一生の終え方があるのです。どのようにして、そういった条件を保障してあげるかということが具体的に問題になってきます。社会的な介護として、その中で一人ひとりが自立した人格として一生を終えることを、どう保障していくかということがこれからは問題になっていくのです。そのように考えると、今までは介護の問題は、農村部では、ほとんど女性の問題として考えられてきました。現に今、ヘルパーであれ助け合い組織であれ、社会的に活動している、あるいは活動しようとしているところでも殆どが女性です。果たしてそれで良いのでしょうか。

ジェンダー視点といいますと、JAで「女性組織綱領」というものを作っているのはご存知だと思います。ここでは女性の権利の保障、それに基づく女性の社会的地位の向上、女性の農協活動に対する参加の問題、それから協同活動を通じた生活の質の向上というようなことがうたわれています。農協の内部から言えば、具体的にどのように綱領を実現していくかということが、問題になるかと思っています。

しかし、そうした方向性とは逆に、我々が調査したところによると、現実の女性活動、例えば女性部員は急速に減少しつつあります。それは農家数が減少する以上に急速に減少しています。これは単に農村の女性の数が減ってきたからという話ではありません。女性部の活動に参加しない、いわゆる組織離れと言われるような女性が増えてきました。この

女性部で活動する事の意味や意義が見えなくなってきました。様々な現場に行くと、もっと小さな規模で、もっと私的なサークルで、それぞれ生き活きと活動している女性はいるのだけれども、女性部の活動には参加しない人が増えてきました。こういった現実があります。農協全体としての位置付けと理念とのギャップが出てきています。

あるいは今、介護保険の問題でホームヘルパーの育成を、殆どが女性を対象にしていますけれど、これも女性の認識と全中はじめ農協のトップ層が進めようとしているものとの間に、意識のずれがあります。その端的なものは、農村ではこのヘルパー養成講座を受けたという女性の方が非常に多いのです。実際は枠があつてなかなか養成講座を受けられない方がたくさんいます。これをどのように考えるかという問題です。

よくよく見てみると、その要求の中には確かにヘルパーになって、様々なボランティア活動を含めたいろいろな活動をしたいという人もいますが、何はともあれ自分の家の事、自分自身の事が問題なのです。そういう立場になったときに自分自身の問題として、自分が例えば夫を、姑を介護しようとした時に必要になるような知見・技能を身につけておきたい、という事で参加するのです。そういうものと、農協が全国的事業として進めている、農村福祉事業の最末端で活躍してくれる人たちとして位置付けているヘルパーとの間に考え方のずれがあります。これをどのように埋めていくかが問題になっていきます。

具体的に指摘できるのは、女性を位置付けるような組織体制が充分に取られていないということが、非常に問題なのではないでしょうか。先ほど生活指導員の話をしました。こうした女性部の活動や広く生活・福祉活動を支える生活指導員が必要です。きちんと女性の専門的な職員を置いて、そうした活動を保障するような体制が出来ていないのです。

もっと広く言えば、女性を広く農協活動に参加させるということが必要です。そういう事をしていかなないと、現場の一番末端にいる農村の女性の認識と、経営トップ層が考えている福祉事業の担い手としての女性の位置付けとのずれは解消できないということが言えるのではないのでしょうか。もう少し女性を農協の組織の中で位置づけ、正組合員化、役員参加ということも含め、とりわけ女性の専門職員を増やす必要があります。女性はパート職で、中心的な仕事の中には必ずしも位置付けられてはいないという場合が多いのです。

実際の現場、農業の生産の場を見てもわかると思いますが、女性は男性と同じようにどうか、男性以上に生産や経営の場でも位置づいて現実には活躍していますが、それが反映されていません。社会的な視点が農協の組織の中では反映されていないのです。そのことがいつもギャップを生んでいます。それをどういふふうに解決していくのかということが問題になってきます。全体として、男性・女性共にこの問題をそうした視点から学習していき、考え直してみることが必要ではないでしょうか。

私も、妻より私のほうが先に死ぬと思っていました。この前までずっとそう思っていました。しかし、この四月に妻が倒れて、三週間くらい入院しました。考えてみれば当たり前のお話です。男女同数にいるわけですから、どちらが先に介護が必要になるか、男性のほうが先に必要になるというのは、初めから決まっている話ではないのです。現実には私たちが調査した中では、高齢農家で夫婦で暮らしていて、女性のほうが障害を持つたり病気になるったりして、介護が必要になり、男性が女性を介護している事例をいくつか見ました。これは平等に起こるのです。同じように考えていくことを原点にして、農協の事業や組織における実態との

ずれを解消しないと、この介護の問題を具体的に進めていく場合に、大きな問題を引き起こす事になるのではないのでしょうかというのが考えていただきたいことです。

農家・系統の意識改革

五番目ですが、福祉の問題・介護の問題は絶対にそれだけの問題ではありません。特に生産至上主義的に考えますと、生産や経営の問題とは別だ、二の次の問題だとお考えの人が多いいのではないのでしょうか。少なくとも、我々が調査した中では、そういう考えが農協の中では支配的だというふうに思えました。しかし、それは考え方を変えたほうが良いのではないのでしょうか。

一つは、高齢化の問題は、まず農業の担い手問題です。高齢化がどんどん進行していく。これは忽ち生産・経営の問題に関わってきます。最近では特に耕境が後退し、農地が荒廃しています。農地を貸したり、売ったりしたい、しかしそれを受ける相手がいないのでこういうことが進行していく、というのは皆さんがよくご存知の事です。そういう問題が、まず大前提としてあります。それから更に、これは単に収益性だとか、農業の経営の問題だけではなく、特に稲作地帯などはそうですけれども、例えば高齢化が進む人たちは、作業を委託し、規模を拡大したい人に土地を貸していけばうまく行くのではないかと、それも今までは自然にうまく行くと考えていました。

実態は必ずしもそうではありません。そういう場合もありますが、実際に進行しているのは、高齢農家が高齢農家を支える構造です。貸したり、作業をしてもう農家も高齢ですが、それを受ける農家も高齢なの

です。ですから私たちが調査した中で幾つか出会ったのは、受託農家、土地を借りている農家の経営者が怪我をしたとか、もう高齢でやめたいという、忽ちそれで生活できなくなり、もちろん土地を貸していた賃借料、小作料の問題もあるわけですが、忽ちその土地を耕せなくなり、このような事例も多いのです。ですから高齢化の問題は経営の問題に直結しているのです。高齢者の福祉を考えるということは、経営問題なのだと考えて欲しいと思います。

これは決して今言った高齢農家だけのことではありません。元氣よく活躍している中核的農家でも同じことが起こります。例えばその家の中に、介護を必要とする人が一人出たとします。忽ちその為、お嫁さんがそこに付かなくてはいけません。一人の労働力だけでなく、二人の労働力が取られます。今は夫婦でやっている場合が多いですから、その一人が欠けたら経営はやっていけますかと言ったら、？マークがつくような場合が多いのです。つまり介護に農業労働力がすぐ取られてしまうので、その経営は成り立たなくなるのです。そういうような構造があるのだということを考えてください。

将来的に考えるとその次に書いてありますように、後継者の問題で例えば花嫁不足ということがあります。花嫁不足が問題になるのは、一つの大きな面、農村の家族関係の問題もあるし、介護の問題もあります。農村だからこそ、都市にはない体制で、こういう組織的に支えあって、介護の問題は心配ないよという状況にしないと花嫁はやってきません。そうすると花嫁問題、後継者問題としてもこの問題は取り組んでいかなければならないという事になります。こういうことを考えていきましたら、福祉事業に取り組むという事は、農業の生産や経営、農協の事業の本体に関わる問題だということがわかるはず。こうした問題とし

て、是非取り組んで欲しいと思います。

農協高齢者福祉活動への二つの提言

この報告書の中では、具体的にここに出席されています、経営の方を担当された塩沢先生からの提案もありますので紹介しておきます。二つほど具体的な提案があります。

一つは高齢農家のための農業者年金制度のあり方の問題です。特に今は六〇歳から六五歳の間、委譲の手続きをしないと年金は貰えないという事になっていますが、実は農村に行くと六五歳くらいではびんびんしている人が結構多いのです。しかしそうした人たちが、年金を貰うのか、それを放棄して農業者所得と生活の事を考えて、農業を続けるのかという選択に迫られているという場合が多くあります。塩沢先生はこれの中で、六〇歳から六五歳というのをせめて七〇から七五歳に、つまり一〇年くらい繰り下げて第三者委譲の申請期限を考えるべきではないかということを行っています。もちろんこれは制度の事ですからすぐに変わるということではありませんが、むしろこういった問題を、農協の活動の中から掘り起こして、一つの運動として制度を変えていく、或いは過渡期的な対応を取るといような、様々な工夫がなされても良いのではないのでしょうか。これが一つです。

もう一つは高齢農家の経営を援助・引き継ぐ「新規参入」の問題と書いてあります。新規参入の問題は、先ほど言った高齢化、担い手不足をどう解決するかということ、このごろまでずっと議論されてきました。その最たるものとしてUターンとか、Jターン、Iターンというものも含めて考えてきたわけですが、そういった場合には、新しい農場に新し

い担い手をと考えてきた場合が多いように思います。どこかの研修施設に行ったり、優れた農家に行ったり、お金をどこかで溜め込んだり、借金したりして、一気に農業経営者にするのです。

しかし、大体多くの若者は不況で仕事が無くて悩んでいます。それも単に仕事を探しているだけではなくて、より生き甲斐のある、やりがいのある仕事を探そうとしています。そういう中で帰農運動と言われているように、農村の価値や、農業の価値や、環境の問題を考えて、農村に行ってみよう、そこで自分を探してみたい、と言っような場合もあります。そうした場合、まず農村に入ってもらって、最初は高齢農家の援助をする、少しずつ援助をしながら福祉の活動と農村での様々な農業生産の実践をしつつ、だんだん農業の経営も理解していく、そしてその高齢者が出来なくなった段階で、その経営をそのまま引き継ぐかは別にして、そういう形で順番に新規参入を段階的に進めていくということも考えて良いのではないのでしょうか。

こういった実践として、先日調査に行った下川町で、森林組合がグリーン、Ｊターン、Ｕターンを引き受けて、過疎の地域で雇用を増やしたということが紹介されていました。そういったような実践もあるわけですから、そこを学んで、広い意味での若い人たちを引き入れて、その中から少しずつ農業や農村の事を学んでいって、そうした中で定着していくという方向の一環のなかでの世代間の交代、交流といったことを考え、新規参入の事を考えてみてはどうでしょうか。そういうことも含めて、新規参入の実現という事を塩沢先生はご提案なさっています。ちょっと主旨をゆがめた部分もあるかも知れませんが、広く考えて検討してみてもいいと思います。これまで問題になっていたような、単なる経営の委譲とか、新規参入の問題に加えて、少し高齢者福祉の視点か

ら考え直してみるのです。なにも全く新しい事業としてやらなくても、現に今課題になっていることを、高齢者福祉という視点から考えてみる。こういったことができぬものではないでしょうかということです。

福祉行政・関連諸機関との連携

六番目に、今話してきた多面的な側面から、実はこの後にある関連行政の問題や生涯学習なども含めて検討しました。少なくとも今までで申し上げた事を考えて、重複する部分は避けますけれど、農協の福祉活動に取り組む場合に、これからどういう事を考えていたいただきたいかということ、最後に申し上げたいと思います。

高齢者福祉活動を考える場合に、農協が進めているのは、基本的には高齢者福祉サービスの供給者として、もっと端的に介護保険制度という事業者として位置付けるかどうかということを中心に議論しています。これをどういふふうに考えるかは大事なことです。けれど、この高齢者福祉の問題に限ると、それだけでは必ずしも充分ではないということが言えるのではないのでしょうか。一つは、農協は需要者である農村住民の代表だということがあります。こうした視点から、つまり福祉の需要・要求・必要、こうしたものをどのように組織化していくかという課題があるのです。供給者、事業をするものという立場からももちろん考えなくてはなりません。そういう視点から見なおすということが第一です。第二は農村の福祉活動を進める場合、農協は当事者だということです。当事者の視点が非常に大事なのです。そうした視点から、計画策定の主体となっていかなければなりません。先ほど言いましたように、福祉は末端に行けば行くほど非常に個別的・個性的で多様です。そうした事情

を反映しないと、本来介護が必要な人が排除されたり、様々な矛盾が起きてくる可能性のある制度です。そうした中では、当事者としての発言というのが非常に重要になってきます。

町村部に行っても、市街地では社会福祉協議会の活動等もあって、かなりいろいろな活動がなされています。しかし農村部に行くと、殆ど福祉の活動はなされていないというか、そもそも知られていない、知っていても、施設一つ取っても中心部にはなかなか行けないなどの様々な理由があって、その格差は非常に大きいのです。そうした時に、同じ住民として、農村部にいる当事者として考えるということが非常に大事な問題になってきます。その当事者の組織であるのが農協です。これが二点目です。

第三は農村部の代表的な社会的組織であるということです。ですから単に当事者として要求を反映させることだけではなくて、地域全体の政策をどうしていくかということに関わっていく代表的な社会的組織であるということです。先ほど非営利組織や協同組織の意義だとかという話をしましたが、行政も行政だけではなく、地域にある様々な社会的な組織やグループと、パートナーシップをもって地方分権を進めていかななくてはならないというのが大きな流れです。

こうしたときの代表的なパートナーシップの相手がかまきに協同組織です。その典型が、農村部では農協です。農協が自分たちの世界だけであるとその事が見えなくなったりするかも知れませんが、あまり関係ないというかも知れませんが、全体的な政策の流れ、歴史の流れがそうになっています。その歴史の流れの中で農協はどのように考えるのかということが問われています。そういうことを考えていただきたいのです。これは全体的・基本的な考え方で。

生涯学習との連携

当面の活動として、そこに幾つか挙げています。一つは学習会が必要だということですが。農村部では介護保険の事も知りません。我々が調査したときは「えっ、保険料取られるの」から始まって、「わたしも払わなくちゃいけないの」「介護保険って何」と言った質問が多かったように、この点に関する情報不足・情報格差は非常に大きいです。こうした中で農協等が先ほどいったような役割を自覚して、農村の住民、組合員に、例えば福祉の制度とか、権利とかがどういった仕組みになっているのか、何がどのように変えられようとしているのか、こういったことを学ぶということ是非常重要的問題です。

これからは自己選択の時代なのです。保険制度は自分の責任で選択するのが前提になっています。実質はかなりそうでない方に行っているとは思いますが、だんだんそうなります。仕組み・考え方としてはそうです。一人ひとりが自分の責任になるのです。福祉の問題、いろいろな問題が出てきて「それは国の責任だ」ではないという話になってきています。そのときに一人ひとりの組合員が、きちんと制度に対する情報と理解を持っているということが、最低限必要になってきています。こうした事に関わる学習会が必要で。

二番目はヘルパー養成講座の充実です。これも話すときたくさんあるのですが、要するにこの問題は、「ニデイ学館」や、よその民間事業者に任せようという問題ではありません。少なくとも、農協には厚生病院もあります。実は農村の福祉を考える場合には、農協の事、農村で福祉をすることの固有の意味、そうしたことをカリキュラムにいった養成講座

をしていかなければならないのです。どこにもあるようなこと、もちろん一つ一つの技能の修得は大事ですが、それだけではないのです。農村福祉の理念だとか、協同活動の意味だとか、そうしたことも言めた養成講座をしていく必要があるのではないのでしょうか。

しかし、なんでもかんでも養成講座で済むというわけではありません。先ほと言ったように、実際に養成講座を開くと、たくさんの受講希望が出てくる。その希望の多くは、実は自分の問題として考えているのです。自分が介護の対象者になったり、あるいは介護しなければならぬ立場になったとき、どうして良いか困ってしまう。これではだめです。今うちで介護の知識や技能を学んでおきたいというのがあるのです。そういった要求に答えるには単なる養成講座だけではなく、例えばもっと違うタイプの介護教室や、そういった技能を学ぶ場だとかを開催していくということも必要になっていきます。そうしないと、その枠やいろいろな財源の問題もあつてできないこともありますから、それでは実際には克服できません。実質的にも意味がありません。そういったことを含めて、このヘルパー養成講座を中心とした学習ということについてももう少し工夫が必要ではないかということが二点目です。

三点目はボランティア組織、今これが女性部や助け合い組織だけの問題になっていきますが、女性部がしている仕事は、単なる講義活動ではないのです。これはボランティア活動です。ボランティアというのは自発的な、自主的な運動、自助組織として考えていかなければいけません。

これは少し言い過ぎかもしれませんが、役場などでも女性部がそういう活動をしていると、自分たちの活動を下請けしてやってもらうのに都合が良い、というように考えている場合もあります。農協の場合でも似たような事が言えます。これからの福祉事業は良い手足が出来たという

ような考え方はだめです。考え直さなくてはいけません。それからボランティア組織、ボランティア活動には男性の参加が非常に重要になってきます。先ほと言ったように、男性も介護問題が直接自分の問題として関わってくるし、そういう問題に直面するわけです。男性の参加も言めてあり方を考えていく必要があります。

後のことが皆さんは関心があると思いますので四番目に移ります。事業としてはどうしたら良いでしょうか。まず要介護だけではなくて、要支援、自立の全体を見るべきだということは、先ほとも言いました。介護保険は要介護を焦点に合わせてやっている事業です。それだけで福祉介護問題一つ取っても対応できません。周辺も含めて考えなければいけません。福祉の必要を全体を見てから考える必要があります。

それはまた、高齢者の生活全体に関わる事です。これは総合農協としての農協の取り組みの必要性でもありますが、住宅の問題であり、食の問題であり、みんな関わってきます。そこに豊かな市場があるというふうに見えても良いけれど、全体を調整しながらやらないと、高齢者の生活の維持や介護問題には対応できません。そういったようなことからなすべき事が幾つかあるでしょう。

その中で、先ほと言った体制作りが必要だということと、特にこの報告書で書かれていますのは、北海道の特質、つまり施設づくりは、まだ待機者がいて不十分だけれど、今の仕組みの中ではこれ以上伸びる可能性が非常に少なくなってきたという問題が一方にはあります。他方には現実に必要なサービスというのは、別に要介護として想定されているだけの問題ではありません。むしろ周辺にある、生活に関わる、場合によっては家事援助にかかるところまで言めて考えるような援助が必要になっていきます。

そうしたことを考えた場合、むしろ小規模デイサービスだとか、託老所や給食配食サービスのような領域が焦点化されます。こういった領域ではそれほど大きなお金や資産をかけなくても、既存の施設や学校等も含めた、地域にある遊休的な施設を利用して出来るような活動です、農協の今までの活動の上に立って、加工事業だとかその他の利用事業の上に立って出来るような部分があるわけです。こうした所からまず取り組んでもらうたらというわけです。

農協の事業間や系統内の連携については皆さんの中で議論している事だと思えます。とりわけ先ほど言いましたように、介護保険制度は広域行政を進めるといふ行政の一環の中で進められているといふふしがあります。それに対応して農協の方も、農協の系統、それから地域ごとの連携、ネットワーク、こういった事が当然必要になってくる場合があると思えます。こうしたことを、あらかじめ視野に入れて取り組む必要があります。

質疑応答

司会 どうも先生ありがとうございました。

昨年、栃木県の塩野谷農協の方に来ていただいて、地域で取り組んでいる福祉の事についてお話をいただきましたけれども、文字通り今日先生がお話になった二番目のところで、「地域の田畑を守ってきた先輩を、今の力のある若者が、先輩がしてきた事の恩恵をこつむって先輩を守っていくのです」これは当然、組合員の要求であり、課題です。

もう一つはその事を総合事業として取り組みしていく。当然農協の非営利体の役割といえますが、この辺が実につまやくセットされているなと

いっておいりましたし、今日の六番目で先生は非常にいいことをおっしゃってくださいました。「サービスの供給者だけではなくて地区の需要者の組織の代表者であり、また計画を作る当事者でもあり、また政策の提案者でもある」という、こういったことも含めまして、今日お話がありました。

今まで先生がいろいろお話になった内容で、質問の時間を設けたいと思えます。

石垣 農村の福祉介護というが、そういったものについては、農協が主体になってやっていくべきだという話だったと思えます。

例えば長沼町などの場合でも、もちろん農業者が多いと思いますが、農業者以外の方々もたくさん住んでいらっしゃるということがあつて、一〇〇人以上の登録者数があります。この数値も農業者が全部ということではないのではないかと思います。そのへんのところについてはどうなのでしょう。一般の方々も言めて農協でやるという事ではないと思うのですが、どういふ仕分けというか、お考えをお伺いできればと思います。

鈴木 半々よりもむしろ農村の農家の方の施設利用の方が多いというのは、大体の傾向として言えるのではないかと思います。その農協でいろいろな事業をした場合に、農家以外の方々も利用します。そういったときに農協としての原則に照らしてどうなんだということですね。

以前に、七〇年代くらいですか、地域農協論というのがありました。農協は地域協同組合になるべきだという議論があり、論争した経過が農協論の中にはあります。そういう「地域農協」はなくて、まず農協は組

合員の経営と生活にかかわっているわけですから、組合員の事をまず第一にします。当然その中からは農村で生活するという部分も入ってくるわけです。それをどう位置付けるかという問題です。

都府県のごうした事業を既に行っているJAの報告によりますと、こういう活動をする、農家以外の方からのいろいろな信頼ができて、例えば預金をしてくれるとか、いろいろな公共料金の支払いで使ってくれるとか、そういう事を通して、準組合員的な位置付けになるような場合が非常に多いということですが、ですから必ずしもその事を目的とするわけではないのですが、非農家になった方も元は農家だったというようにあるわけですね。

協同組合である限り、まず組合員の利益を考えなければなりません。そういうことをどのように反映するかということが問題なのです。そこから進めて、全体としての地域づくりをどうしていくかということはやはり農協としても課題となるのではないかと思います。そういうようなプロセスで考えた場合、農協が農村においてなくてはならない社会的な組織として定着していく、というような方向を考えるのが必要ではないかと考えております。ですから、まず組合員を大事にするのですが、非組合員は排除するかという点、決してそうではなく、もう少し長期的な視野で位置付けていくことが求められているのではないかと思います。

中村 ホクレンの中村と申します。基本的には農協がそういった事業に参画するには賛成です。ただ事業ですから収支の問題が出てきて、良いときはいいのですが、もし悪化してサービスが低下するかどうか、それから地域によってサービスの質が違ってしまふ。ある農協はすごく、経営的に良くてサービスが充実しているし、ある農協はあまりよくない。

こういう分野でそういうことが本当に許されるのでしょうか。これは基本的な人権として、どんな僻地にしようと東京の真中にいようと、同じ水準のサービスが受けられるべきではないかと思えます。そうした意味から、農協自身がやったときのその辺の歯止めが出来るのかなというのを聞きたいです。

鈴木 現在の社会保障制度は、基本的に措置制度と言ひまして、憲法の二四条にあります生存権を保障することから出来てくる法体系があるわけです。でもそれを基本的に変えようというのが、今の介護保険なのです。

地方分権の裏返しは、当然地域に格差が出てくる事を前提にしています。政府の説明では選択肢の拡充とかになっていますが、私は個人的には保険制度を変えるような方向には余り賛成ではありません。今の質問の中にありましたように、憲法に保障される権利は国民がどの地域にいる、農村にしようが、過疎地にしようがみんな共通に保障されるべきだと考えていますし、そういう方向での充実というのが求められていると思うのです。従来はそういうような理念すら必ずしも充分でなかったのですが、そういった考え方自体も変えてしまおうというのが今の改革なのです。

私自身は、そういう改革の方向に決して賛成ではありません。現実にそういう事が進行していった場合、先ほど半分賛成かすようなことも言ひましたけれど、農村の住民の福祉というものがなござりにされる可能性が非常に高いわけです。つまり、組合員の生活がそういう状況の中でどうなっていくかということをまず考えた上で、協同組合としての農協はどういう役割を果たすべきか、という主旨で話をしてきました。

しかしその結果は、ある基準で言えば非常に格差や差異があったりするわけです。やはり組合の立場というのは、組合員の経営と生活を守るという事が基本ですから、そういうふうにならなくてそのための活動をします。その上で、行政とか国に対して全てが平等になるように、少なくとも最低限は平等に得られるようにする。今、いろいろな改革案が出ていますけれど、実際どういう仕組みでやっていったら良いのかという事はなかなか見えていないのです。むしろ新しい仕組みを、それぞれの地域で創造していったら、こういうやり方が良いということを一一般化していくような運動が、今必要になってきているのではないかと思います。

差異が出てくるというのは、これをやって格差を進めるといっているのでなくて、現実になんかそういう事が進行しつつある中で、協同組合としてはどうしたらいいのか、そういうふうに発想していくことが必要です。保険制度になると所得が低い人ほど相対的に負担が今に比べて大きくなってきますし、むしろその事で介護を受けられないという人も大量に発生するという事も予想されています。その上で新しい仕組みを作る活動をしつつ、全体としてどんな地域にいても、仮にどんなに所得が低くても、実質的に平等に憲法に保障された権利が保障されるような条件を作っていく必要があるのではないのでしょうか。

それに対して、例えば、厚生省が出した負担の最高限度が高いですから、それをもう少し下げていくのだとか、保険料についても、政府自民党でも二、五〇〇円はやはり低すぎたというのを認めて、三、〇〇〇円位にしなくてはいけないという話をしているようですが、そうした事の中で、現実的な活動として考えていく必要があるのではないかと考えています。

